

第7章

計画の推進・進行管理

第7章では、計画策定後の実効性を確保するために、市民や事業者、市などが協働して計画を推進・進行管理していくための体制や手法、経済的障壁への対応方策などを整理しています。

1	計画の推進.....	96
2	計画の進行管理.....	98
3	各種計画との整合.....	99
4	財源の確保と財政負担の最小化.....	99

第7章 計画の推進・進行管理

1 計画の推進

計画で定めた環境施策を実効的かつ効果的に推進していくため、市民や事業者、滞在者及び市(行政)が、それぞれの役割に基づいて主体的に考えて行動を実践し、環境保全に貢献していくための仕組みづくりに努めます。

(1) 市民・事業者との協働による計画の推進【(仮称)伊達市の環境を考える市民会議】

本計画の推進に当たっては、市のパートナーシップ組織(仮称)「伊達市の環境を考える市民会議」が推進母体となり、会議メンバー各自が地域や家庭、職場などにおいて率先して環境保全に取り組むことで、市民・事業者・市が協働して本計画の推進を図るとともに、環境保全に関する取り組みや各種活動の定着・拡大を図ります。

(2) 庁内の横断的な連携・調整による全庁的な推進【(仮称)伊達市環境基本計画庁内調整会議】

(仮称)伊達市環境基本計画庁内調整会議は、本計画の庁内における推進組織であり、庁内各課の横断的な連携・調整機関とします。

計画に位置づけた施策や事業の進捗状況の点検を行うとともに、課題の解決に向けた組織横断的な取り組みの推進を図ります。

(3) 各主体の取り組み促進

本計画を着実に推進し、効果を上げていくためには、市民や事業者、滞在者などの環境保全施策に対する理解と積極的な参画が必要となります。そのためにも、市は本計画の目的や取り組み内容などについて、市民や事業者、滞在者、関係機関などに対して広く公表するとともに、その趣旨の徹底に努めます。

また、市民団体などが自発的に行う自然保護活動やリサイクル活動などの環境保全活動が促進されるよう、市は適切な促進策を検討するものとします。

【参考】伊達市環境基本条例 自発的活動の促進

第18条 市は、市民又は事業者若しくはこれらの者が組織する団体が自発的に行う緑化活動、自然保護活動又はリサイクル活動その他環境の保全などを図るための活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

【参考】伊達市環境基本条例 情報の提供

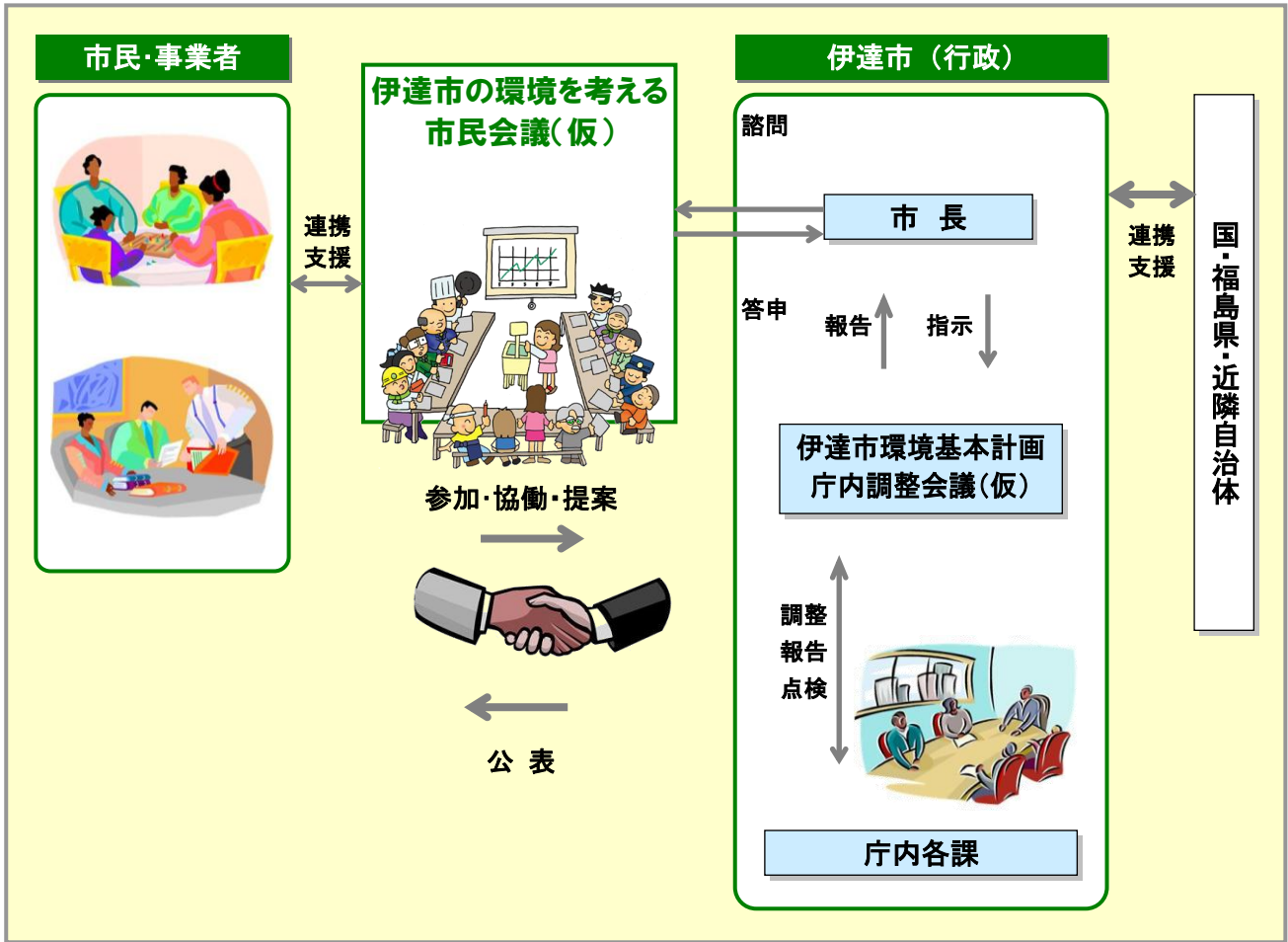
第19条 市は、環境の保全などに関する活動を促進するため、個人及び法人並びにその他団体の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全などに関する必要な情報の提供を行うものとする。

(4) 国や福島県、近隣自治体との連携による推進

河川の水質浄化対策や廃棄物対策など、広域に及ぶ環境問題の解決に向けて取り組むにあたっては、国や県、周辺自治体などの連携の下、効果的に施策を推進していきます。

【参考】伊達市環境基本条例 国、県及び他の市町村との連携

第20条 市は、環境の保全などを図るために広域的な取り組みが必要とされる施策について、国、県及び他の市町村と連携して、その推進に努めるものとする。



2 計画の進行管理

(1) 進行管理指標の活用

第4章で定めた進行管理指標(取り組み指標、成果指標、モニタリング指標*)を用い、毎年度の進行管理において定量的に環境施策の進捗状況や目標の達成状況を点検・評価します。

(2) 計画の進捗状況の点検・公表

本計画の進行管理を客観的に担保するため、伊達市環境基本条例第10条の規定に基づき、毎年度、点検・評価結果などを取りまとめて年次報告書を作成し、公表します。

市報や市ホームページなどを通じて広く環境の状況などを公表するとともに市民や事業者などの意見聴取に努めながら、計画の進捗状況の管理を適正に行います。

【参考】伊達市環境基本条例 年次報告

第10条 市長は、毎年度、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

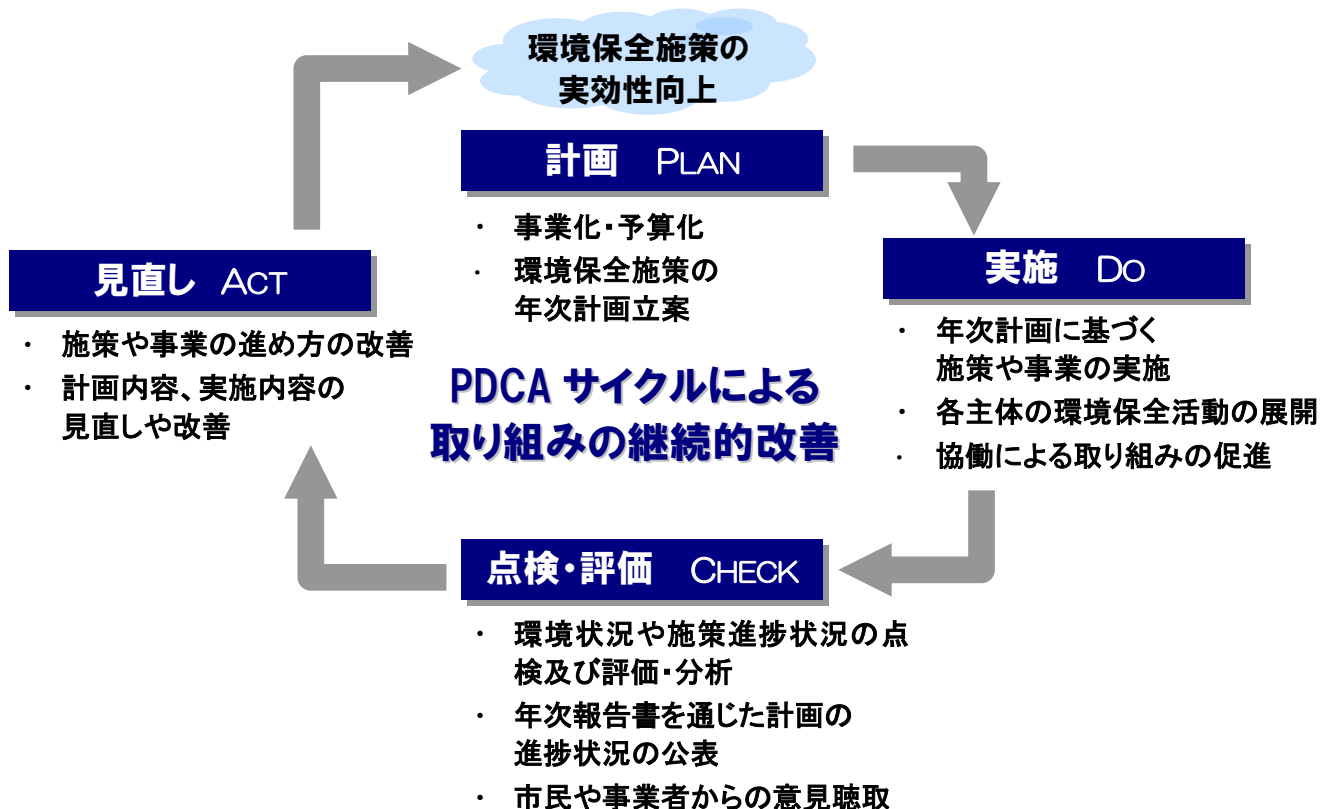
【参考】伊達市環境基本条例 意見の反映

第22条 市は、環境の保全などに関する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を聴くための措置を講ずるものとする。

(3) 計画の見直し

本来は、当初の計画期間の中間年にあたる平成27年度に中間見直しを行う予定でしたが、東日本大震災や原子力災害による環境変化への対応のため、予定を早めて平成25年度に見直しを行いました。

今後は、市の最上位計画である伊達市第一次総合計画の改定や本市の目標達成状況・施策の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを検討していきます。



3 各種計画との整合

この計画は、環境の保全及び創造に関する伊達市の最も基本となる計画であり、他分野の行政計画や行政施策であっても、本計画との間で環境の保全などに関しては整合が図られている必要があります。

このため、市の他の行政計画・行政施策のうち、環境の保全及び創造に関する部分については、本計画の基本的な方向に沿って策定・推進するとともに、必要に応じて見直しを図ることとします。

【参考】伊達市環境基本条例 施策の策定などに当たっての配慮

第11条 市は、環境の保全などに関する施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮しなければならない。

4 財源の確保と財政負担の最小化

めざす環境像の実現に向け、計画に掲げる施策や事業を安定的かつ継続的に推進していくためには、適切な財政措置が必要です。

本市の厳しい財政状況の中でも本計画に掲げる多様な環境保全施策を着実に推進していくため、以下に示す手法を活用するなどし、円滑な計画推進を財政面から担保するように努めます。

【参考】伊達市環境基本条例 財政上の措置

第13条 市は、環境の保全などに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(1) 国や福島県などの補助・支援制度の活用

事業の実施・推進に必要な財源を確保するため、国や福島県などにおける市町村を対象とした環境保全に関する補助制度や支援制度の情報を幅広く収集し、積極的に制度の活用を検討します。

(2) 寄附金制度の活用

本市には、景観保全や森林整備など自然と共生するまちづくりに充当可能な、ふるさと納税制度があります。

この寄附金制度を活用し、環境の保全及び創造に関する事業を効果的に推進していくとともに、趣旨を広く理解してもらい、より多くの協力を得ることに努めます。

(3) 行政と市民・事業者との協働

今日の本市が抱える多様な環境問題に対し、全てについて迅速かつ適切に対応していくためには相応のコスト負担が必要となります。本市の厳しい財政状況の下、こうした需要全てに行政だけで対応することは現実的には困難です。

そこで、「伊達市行財政改革実施計画」や「伊達市集中改革プラン」を踏まえ、環境保全などに関する事務事業の民営化や外部委託化などの行政と市民・事業者との役割を見直すとともに、情報提供などを通じた市民などの参加と協働を進め、財政負担を抑えつつ事業の効率的・効果的な推進に努めます。

(4) 経済的手法の導入、普及促進

環境保全に関する市の経費負担を抑制しつつ効率的・効果的に取り組みを進めていくための手法として、「ESCO*事業」や「カーボンオフセット*」などの経済的手法の導入・普及促進を検討します。



伊達氏発祥の地
『高子岡城跡』